

社労士法人大竹事務所通信

〒541-0046 大阪市中央区平野町2-5-14 FUKU BLD. 三休橋301
 電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795
 e-mail：bur i@ares.eonet.ne.jp
 URL：http://www.e-jinji.jp/
 http://osaka-otake.com/

平成 29 年 3 月 (vol. 125)

労基署の監督指導結果に見る 「長時間労働が疑われる事業場」の実態

◆10,059 事業場が是正・指導の対象に

1月中旬に厚生労働省から、昨年4月～9月に行われた労働基準監督署による監督指導結果(長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果)が公表されました。

今期は、「1カ月当たり80時間を超える残業の疑いがある事業場」や「長時間労働による過労死などに関する労災請求があった事業場」など、10,059事業場が是正・指導の対象となっており、このうち6,659事業場(66.2%)で労働基準法などの法令違反があったとのこと。

なお、前年同期の監督指導件数(法令違反あり/実施事業場)は、次のように変化しています。

- ・平成 27 年:3,823/4,861
- ・平成 28 年:6,659/10,059

平成 27 年度は、「月 100 時間」を超える残業が疑われる事業場等が対象であるのに対して、平成 28 年度は「月 80 時間」に対象が拡大されたという違いはありますが、長時間労働やそれに伴う健康障害などに対しては、より厳しい目が向けられていると理解したほうがよいでしょう。

◆是正勧告、是正指導の状況

是正勧告書が交付された法違反の内容を見ると、違法な時間外労働が 4,416 事業場、賃金不払残業が 637 事業場、過重労働による健康障害防止措置の未実施が 1,043 事業場となっています。

業種別では、違反割合の多い順に、(1)接客娯楽業、(2)運輸交通業、(3)製造業で 70%以上、(4)商業、(5)教育・研究業で 60%以上、(6)その他の事業、(7)建設業で 50%以上となっています。

一方、主な健康障害防止に係る指導票が交付された事業場は、次の通りでした。



・過重労働による健康障害防止のための指導:8,683 事業場

・労働時間適正把握基準に関する指導:1,189 事業場

ここでは、長時間労働となっている労働者への面接指導等の実施、月 80 時間以内への残業削減や始業・終業時刻の確認・記録、自己申告制による場合の実態調査などについて指導が行われています。

◆今後の情報にも注意が必要

現在、時間外労働の上限規制について政府が検討を進めるなど、労働時間に関する制度改正が予定されていますので、今後の情報に注意が必要です。

人材・人手不足の状況下で 「若手社員の定着」にどう取り組むか？

◆人材不足・人手不足が顕著な業種は？

先日、産業能率大学から、中小企業(従業員数 6～300 人)の経営者を対象に昨年 11 月に行ったインターネット調査(2017 年 中小企業の経営施策)の結果が発表されましたが、「現在の従業員数の充足状況」について尋ねたところ、次の通りの回答結果となりました。

- ・不足している:48.6%
- ・適性である:48.0%
- ・過剰である:3.5%

業種別に見ると、建設業(61.6%)、情報通信業(62.8%)、飲食店・宿泊業(61.1%)、医療・福祉(69.0%)において不足感が高いようです。

また、「2017年の経営活動に影響を与えそうな要因」として「人材の不足」(36.0%)がトップとなっており、中小企業における人材不足問題はますます深刻な状況となっているようです。

◆若手社員の定着には何が有効か？

人手不足・人材不足への対応として、政府は女性や高齢者等の活用を推進していますが、まずは「若手社員の定着」に向けた取組みが重要だと言えるでしょう。

経団連が昨年7～8月に実施した「2016年 人事・労務に関するトップ・マネジメント調査」で会員企業の労務担当役員以上(477名)が回答したところによると、若手社員の定着状況の改善に向けた取組みについて「必要であると感じている」企業は73.6%に上っています。

また、定着状況の改善に向けて有効と考える取組み(3つまで回答)の上位5つは以下の結果となりました。

- (1) 職場での良好な人間関係の構築(60.7%)
- (2) 能力や適性に合った配置、納得性の高い評価制度の整備・運用(54.4%)
- (3) 労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進(33.9%)
- (4) キャリアパスや企業ビジョン・企業理念の見える化(31.8%)
- (5) 能力開発の強化(27.9%)

◆採用活動以外にも重要な課題が

人手不足・人材不足に向けた取組みとして、まずは「採用活動」に力を入れるのは当然のことですが、「入社後の社員定着」に向けてどのような施策を行っていくかも重要な課題だと言えるでしょう。

有期雇用特別措置法について

◆有期労働契約に関する基本ルール

平成25年4月より労働契約法が改正され、「無期転換ルール」が適用されています。このルールは、有期労働契約の濫用的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を図ることを目的に、同一の使用主との有期労働契約が「5年」を超えて繰り返し更新された場合に、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換するというものです。

この基本ルールには、例外が設けられています。それが有期雇用特別措置法で、対象となるのは専門的知識等を持つ高度専門職と、継続雇用されている高齢者です。

◆有期雇用特別措置法の概略

有期雇用特別措置法(有期特措法、平成27年4月1日施行)では、専門的知識等を有する有期労働者の能力を活かすことを主な目的としており、適用されると一般の有期労働者とは異なる運用が可能です。

・高度専門職

年収1075円以上が見込まれ、博士号取得者や医師、一定の士業、エンジニアなどの高度な知識・技術を持つ者が該当します。これらの者が、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、5年を超える一定期間に完了するプロジェクトに携わる場合は、そのプロジェクトに参加する期間は無期雇用転換ルールが除外されます(上限10年)。

・継続雇用の高齢者

都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期雇用転換ルールが除外されます。

一般の企業でよくあるのは、こちらの継続雇用の高齢者のケースでしょう。

◆必要な手続き

有期特措法による無期転換ルールの特例の適用を受けるためには、事業主が、雇用管理措置の計画を作成した上で、都道府県労働局長の認定を受けることが必要です。また、社内で継続雇用制度を導入する場合などは、就業規則の改定も必要となります。

有期特措法にかかる計画の作成・就業規則改定等につきましては、弊所までご相談くださいませ。

風邪、花粉症… 市販薬の服用についての注意喚起を！

◆市販薬の利用が増えるシーズン

今年も風邪が大流行していますが、皆さんの職場は大丈夫ですか？これから春に向かうと、花粉症に悩まされる方も多いのではないのでしょうか？冬から春にかけてのこの時期は、辛い症状を緩和するために、病院に行くのは面倒だから／時間がないから…と、手軽に市販薬を買うということも増えるシーズンです。

しかし、市販薬は手軽な反面、服用にあたっての注意事項がしっかり認識されにくいという面もあります。市販薬の説明書(添付文書)を読み、その内容を理解した上

で服用するという人は決して多くはありません。特に自動車の運転や機械の操作に従事する業務がある事業場では、市販薬の利用にも注意が必要です。

◆運転に影響する危ない副作用も…

道路交通法では、「何人も、前条第1項(注:酒気帯び運転)に規定する場合のほか、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない」と規定されています(第66条)。

意外と知られていませんが、ここでいう「薬物」は、麻薬や危険ドラッグだけに限らず、普段服用する薬も含まれます。

薬の中には、服用することで意識障害やめまい、急な眠気など、安全な自動車運転ができないおそれのある副作用が出るものがあります。

これらの副作用は、多くの人が使用している風邪薬、花粉症の薬、胃薬などでも現れることがありますので、こうした副作用を持つ薬を飲んで運転すると厳しい刑罰が科される可能性もあるのです。

◆「気をつけなければならない薬」の調べ方

薬の副作用と注意事項については、外箱や説明書(添付文書)に「服用後、乗物または機械類の運転操作をしないでください(眠気が現れることがあります)」などといった文言が記載されていますので、これで確認することができます。また、薬剤師や登録販売者に相談することもできます。

薬の服用により事故を起こしてから悔やむことのないよう、事業所としても、体調管理と服用薬については注意喚起が必要です。

15日

- 個人の青色申告承認申請書の提出
＜新規適用のもの＞[税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告
[市区町村]
- 個人事業税の申告[税務署]
- 個人事業所税の申告[都・市]
- 贈与税の申告期限＜昨年度分＞[税務署]
- 所得税の確定申告期限[税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出[税務署]
- 国外財産調書の提出[税務署]
- 総収入金額報告書の提出[税務署]

31日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)＜雇入れ・離職の翌月末日＞
[公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限[税務署]

～編集後記～

まだまだ朝夕は寒いですが、お昼間の日差しにぬくもりが感じられるようになりました。本格的な春も、もうすぐです。花粉症の方には辛いシーズンですが、対策を万全になさってお過ごしください。

今月も最後までお読みくださり、ありがとうございました。(R.O)

3月の労務と税務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞
[労働基準監督署]